

判決年月日	平成２６年９月１０日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２５年（行ケ）第１０２０９号		
○ 「動脈硬化予防剤，血管内膜の肥厚抑制剤及び血管内皮機能改善剤」という名称の発明につき，引用発明から容易想到であることを理由に審判請求を不成立とした審決は，誤りであるとして，取り消された事例			

（関連条文）特許法２９条２項

（関連する権利番号等）不服２０１１－１５１号事件，特願２００８－５００５１５号，特表２００３－５１３６３６号公報

１ 本願発明は，動脈硬化の予防を主な目的とする，Ile Pro Pro及び／又はVal Pro Proを有効成分として含有し，血管内皮の収縮・拡張機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤に関するものである。

２ 審決（不服２０１１－１５１号）は，本願発明と引用発明「Ile Pro Pro 及び／又はVal Pro Pro を抗高血圧性ペプチドとして含有し，ACE阻害活性を示す，抗高血圧剤。」（特表２００３－５１３６３６号公報記載の発明）との相違点として，薬剤の用途が，本願発明においては「血管内皮の収縮・拡張機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤」であるのに対し，引用発明においては「ACE（アンジオテンシン変換酵素）阻害活性を示す，抗高血圧剤」であることを認定した。

そして，審決は，「ACE阻害剤が血管拡張機能や内皮細胞機能の改善効果を有することは，本願優先日前に，複数の研究に基づいて明らかにされており，相当程度確立された知見であった」旨を認定した上で，これを前提として，上記相違点につき，当業者が，引用発明においてACE阻害活性を有することが確認されているIle Pro Pro（以下「IPP」という。）及び／又はVal Pro Pro（以下「VPP」という。）を，血管内皮の収縮・拡張機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤として用いることに，格別の創意を要したものとはいえないとして，本願発明の進歩性を否定した。

３ 争点は，進歩性判断の当否である。

本判決は，概要，以下のとおり判示し，審決を取り消した。

（１） 本願優先日当時に公開されていた引用例等の公刊物によれば，本願優先日当時においては，ACE阻害剤であれば原則として血管内皮の収縮・拡張機能改善作用又は血管内膜の肥厚抑制作用のうち少なくともいずれか一方を有するとまではいえず，個々のACE阻害剤が実際にこれらの作用を有するか否かは，実験によって確認しなければ分からないというのが，当業者の一般的な認識であったと認められる。

したがって、審決が前記のとおり「相当程度確立された知見」を認定した点は誤りである。

(2) しかも、I P P及びV P Pと、シラザプリル等のA C E阻害剤との間には、前者のA C E阻害活性は後者よりもかなり弱いものにとどまり、化合物としての構造も相当に異なるという大きな差異が存在し、他方、I P P及びV P Pと上記A C E阻害剤との間に、A C E阻害活性を有すること以外に特徴的な共通点は見当たらない。

(3) 前述した本願優先日当時の当業者の一般的な認識に鑑みれば、当業者が、A C E阻害活性の有無に焦点を絞り、引用発明においてI P P及びV P PがA C E阻害活性を示したことのみをもって、A C E阻害剤との間には、前述したとおりA C E阻害活性の強度及び構造上の差異など種々の相違があることを捨象し、I P P及びV P Pも上記A C E阻害剤と同様に、血管内皮の機能改善作用、血管内膜の肥厚抑制作用を示すことを期待して、I P P及び／又はV P Pを用いることを容易に想到したとは考え難い。

以 上